

ご利用者 各位

キッセイ文化ホール (長野県松本文化会館)
館長 金井 貞徳

長野県文化会館条例及び管理規則の改正に伴う利用料金の変更
について (お知らせ)

日頃より当館をご利用いただきますこと、厚く御礼申し上げます。
このたび、長野県文化会館条例及び管理規則が改正されたことに伴い、当館の利用
料金が下記のとおり変更となりますので、ご案内申し上げます。
なお、ご不明な点がございましたら、当館までお問い合わせください。

記

1 利用料金について

同条例及び管理規則の改正に伴い、施行の日(令和6年4月1日)以降に許可がなされたものから適用されます。	
(1) <u>施行の日(令和6年4月1日)前に許可がなされたもの</u> (同日前に利用の承認がなされ、同日以降に許可が行われたものを含みます。) ↓	(2) <u>施行の日(令和6年4月1日)以降に許可がなされたもの</u> (同日前に利用の承認がなされ、同日以降に許可が行われたものを除きます。) ↓
改定前の利用料金を適用(旧料金)	改定後の利用料金を適用(新料金)

2 ホール等の延長料金、楽屋料金、備品料金について
上記1と同様です。(施設利用許可に付随するため)

3 添付資料
改定後の新料金表(施設、備品)

キッセイ文化ホール(長野県松本文化会館)
事業課
TEL.0263-34-7100 FAX.0263-34-7101
電子メール. matsubun-jigyo@naganobunka.or.jp